【参考】　　コアメンバー会議での協議の流れ

【事実確認結果をもとにした情報の整理】
・高齢者の安全（心身の状態や判断能力、生活状況等）の確認と整理
・虐待が疑われる事実や、高齢者の権利を侵害する事実の有無の確認と整理

【Ⅰ.虐待の有無の判断】

○虐待が疑われる事実が確認された場合
○高齢者の権利を侵害する事実等が確認された場合
➔「虐待あり」と判断し、**【Ⅱ.緊急性の判断、深刻度の判断】**を行うとともに、対応方針を決定する
【Ⅱ.緊急性の判断、深刻度の判断】へ

○虐待が疑われる事実や権利侵害の事実が確認されなかった場合
➔「虐待なし」と判断し、権利擁護対応等の対応に移行

○収集した情報が十分でなく、虐待が疑われる事実や高齢者の権利を侵害する事実が確認できていないため、虐待の有無が判断できない場合
➔期限を区切り、事実確認を継続

※初回相談の内容から当該高齢者の生命や身体に危険があると考えられるが、介入拒否等に遭い、高齢者の安全確認ができない場合は、**【立入調査の要否の検討】**へ

【Ⅱ.緊急性の判断、深刻度の判断】

○高齢者が、重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等により入院や通院が必要な状態にある場合
○状況が切迫しており、高齢者や養護者から保護の訴えがある場合
○暴力や脅しが日常的に行われている場合
○今後重大な結果が生じる、繰り返されるおそれが高い場合
○虐待につながる家庭状況、リスク要因がある場合
○緊急性が低くても、深刻度が重い場合
➔ **【緊急対応による分離保護の検討・実施】**

○適切なサービス導入によって、養護者の介護負担が軽減されることが明らかな場合
○高齢者の判断能力が低下しているため、適切な財産管理ができていない場合（財産や資産が搾取されていて同居継続により被害がさらに大きくなる恐れが高い）
○経済的に困窮していて、サービス等の活用ができていない場合
➔ **【適切なサービス等の導入の検討】**

○さまざまな工夫をこらしたうえで、なお高齢者の生命や身体の安全を確認できない場合
➔ **【立入調査の要否の検討】**

必要となる対応

・権利擁護対応（虐待対応を除く）に移行
・包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行
・関係機関窓口への引き継ぎ

【事実確認を継続】
・虐待の有無の判断が可能となる情報、その他高齢者や養護者に関する必要な情報を確認し、対応方針で情報収集の役割分担、期限、収集方法を定める

【緊急対応による分離保護の検討・実施】
・入院治療の必要性を検討
・入院治療の必要性が高い場合、医療機関を受診し、医師の指示を仰ぐ
・入院治療の必要性が低い場合、分離保護の検討

【適切なサービス等の導入の検討】
・治療が必要にもかかわらず、医療機関を受診していない場合は、受診に向けた支援の実施
・介護保険サービスの利用可能性の検討、または利用状況の確認
・成年後見制度または日常生活自立支援事業の活用の検討
・生活保護相談・申請、各種減免手続き等の検討

【立入調査の要否の検討】
・さまざまな工夫をこらしたうえで、なお高齢者の生命や、身体の安全を確認できない場合には、立入調査の要否を検討

出典：社団法人　日本社会福祉士会　市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待の対応の手引き、2011、Ｐ69を基に作成